

デジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金交付要綱

令和3年8月2日
オールみやぎき営業課

(趣旨)

第1条 県は、デジタルツールを活用して販売力・商談力の強化を図る新たな取組を支援するため、予算で定めるところにより、県産品を製造・加工する事業者（以下「県産品事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 この事業は、県産品事業者が販売力・商談力の強化を図るために実施するデジタル化・オンライン化に対応した新たな取組のうち、次の取組に補助金を交付する。

- (1) 販路回復・拡大につながる取組
- (2) 商品改良・磨き上げにつながる取組
- (3) 人材育成につながる取組

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する県産品を製造・加工する者であること。
 - ア 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - イ 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
 - ウ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
- (2) 令和3年度に県物産貿易振興センターが実施する「オンライン商談会等のための研修会」を受講した者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている事業者にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号及び第2号の事業計画書及び収支計画書の様式は、別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第3条第5号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) 課税事業者届出書(別記様式第5号)
- (5) オンライン商談会等のための研修会受講証明書
- (6) 定款・登記事項証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書及び前項の添付書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条の規定により報告を求め、又は規則第12条の規定により実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更。ただし、第2条又は第3条の要件を満たさなくなった場合は除く。
- (2) 補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減

(変更交付申請書等)

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第6号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合又は第3条の要件を満たさなくなった場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第8号)

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第10号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行し、令和3年度のデジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費	補助率	備考
(1) 販路回復・拡大につながる取組 (2) 商品改良・磨き上げにつながる取組 (3) 人材育成につながる取組	①オンライン商談会等出展料 ②受講料 ③使用料及び賃借料 ④謝金 ⑤旅費 ⑥特別旅費 ⑦需用費 ⑧役務費 ⑨委託料	2分の1以内 (上限額 50万円)	消費税及び地方消費税は対象外となるので留意すること。